

実際に送られてきたハガキです！

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

訴訟管理番号 () [REDACTED]

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。

この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 [REDACTED]

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-[REDACTED]

受付営業時間 (日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター

〒100-8977 東京都千代田区 [REDACTED]

はがき記載の電話番号に絶対に連絡しないでください。
・弁護士と称する者等から多額の金銭が要求されます。
・法務省が個別の民事訴訟案件に対して消費者に、
はがきで連絡するようなことはありません。